

件名	愛媛県普通河川管理条例及び愛媛県法定外公共用財産使用条例を廃止する条例
主管課	河川課
根拠法令等	国有財産特別措置法（昭和27年法律第219号） 国有財産法（昭和23年法律第73号） 地方分権推進計画（平成10年5月29日閣議決定）
【廃止の概要】	
<p>1 愛媛県普通河川管理条例（昭和32年7月12日条例29号）の廃止 県は、河川法の適用のない水路（国有財産）について、普通河川として管理を行ってきたが、地方分権推進計画により、国がその財産を市町に譲与し、市町において財産管理・機能管理を行うことに伴うもの。</p> <p>2 愛媛県法定外公共用財産使用条例（平成12年3月24日条例27号）の廃止 県は、道路法、河川法等の適用のない里道・水路（国有財産）について、法定受託事務として管理してきたが、地方分権推進計画により、国がその財産を市町に譲与し、市町において財産管理・機能管理を行うことに伴うもの。</p>	
施行日	公布日 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例とする。
【その他参考事項】	
<p>地方分権推進計画の閣議決定に伴い、国有財産である里道・水路は地域住民の生活に密接に関連するものであることから、市町村に譲与することとなった。 このことをうけ、国有財産特別措置法が平成11年度に改正され、国有財産を市町村に譲与する根拠規定（第5条第1項第5号）が設けられた。</p> <p>河川法の適用を受ける河川（一級河川、二級河川）及び「河川法の規定が準用される河川（準用河川）」を除くその他の河川で、県が管理するものを「普通河川」という。</p>	